

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 01 北海道	(2)市町村区分 406 古平郡古平町	(3)所轄庁区分 01000	(4)法人番号 8430005008236	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人古平福祉会					
(8)主たる事務所の住所 北海道 古平郡古平町 大字新地町 2 1 番地 4 号		(9)主たる事務所の電話番号 0135-42-4161			
(10)主たる事務所のFAX番号 0135-42-4162		(11)従たる事務所の有無 2 無			
(12)従たる事務所の住所 北海道 古平郡古平町		(13)法人のホームページ http://www.reimeinosato.jp/			
(14)法人のメールアドレス furubirafukusikai@reimeinosato.jp		(15)法人の設立認可年月日 昭和56年7月31日			
(16)法人の設立登記年月日 昭和56年8月28日					

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	135,980
-----------	---	-----------	---	--------------------------------	---------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
吉野 浩次		H29.4.1 ~ 平成33年6月中開催の定時評議員会まで	2 無	1 有	4
水産加工場自営					
笠井 隆義		H29.4.1 ~ 平成33年6月中開催の定時評議員会まで	2 無	2 無	3
漁業・魚箱製造業自営					
加我 孝芳		H29.4.1 ~ 平成33年6月中開催の定時評議員会まで	2 無	1 有	4
自動車整備業自営					
白川 浩一		H29.4.1 ~ 平成33年6月中開催の定時評議員会まで	2 無	2 無	4
無職					
本間 良子		H29.4.1 ~ 平成33年6月中開催の定時評議員会まで	2 無	2 無	4
無職					
本間 利和子		H29.4.1 ~ 平成33年6月中開催の定時評議員会まで	2 無	1 有	4
介護事業所経営(代表)					
渡辺 周吾		H29.4.1 ~ 平成33年6月中開催の定時評議員会まで	2 無	1 有	2
後志報恩会 銀山学園非常勤職員					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	133,000	2 特例無
----------	---	----------	---	--------------------------------	---------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	(3-8)前会計年度における理事会への出席回数
木村 輔宏	1 理事長 R1.6.18 ~ 令和3年6月中開催の定時評議員会終結時まで	平成16年1月30日	2 非常勤	令和1年6月18日	燃料店自営・町議員	2 無	2 理事報酬のみ支給 2 無
辻田 十三夫	2 業務執行理事 R1.6.18 ~ 令和3年6月中開催の定時評議員会終結時まで		2 非常勤	令和1年6月18日	無職	2 無	2 無
丹後 藤雄	3 その他理事 R1.6.18 ~ 令和3年6月中開催の定時評議員会終結時まで		2 非常勤	令和1年6月18日	漁業自営	1 有	2 理事報酬のみ支給 2 無
菊地 修二	2 業務執行理事 R1.6.18 ~ 令和3年6月中開催の定時評議員会終結時まで		1 常勤	令和1年6月18日	施設管理者	2 無	2 理事報酬のみ支給 2 無
辻田 研也	3 その他理事 R1.6.18 ~ 令和3年6月中開催の定時評議員会終結時まで		1 常勤	令和1年6月18日	施設管理者	2 無	1 理事報酬及び職員給料ともに支給 2 無
青柳 修平	3 その他理事 R1.6.18 ~ 令和3年6月中開催の定時評議員会終結時まで		1 常勤	令和1年6月18日	施設管理者	2 無	1 理事報酬及び職員給料ともに支給 2 無
斉藤 清治	3 その他理事 R1.6.18 ~ 令和3年6月中開催の定時評議員会終結時まで		1 常勤	令和1年6月18日	施設管理者	2 無	1 理事報酬及び職員給料ともに支給 2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	3	(2)監事の現員	3	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	172,000
----------	---	----------	---	-------------------------------	---------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
大澤 良一	無職 R1.6.18 ~ 令和3年6月中開催の定時評議員会終結時まで	2 無	令和1年6月18日
村田 博	無職 R1.6.18 ~ 令和3年6月中開催の定時評議員会終結時まで	6 財務管理に識見を有する者(その他)	6
八戸 幸治	無職 R1.6.18 ~ 令和3年6月中開催の定時評議員会終結時まで	2 無	令和1年6月18日
		6 財務管理に識見を有する者(その他)	6

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	------------------------------------	---------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数	0	①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0.0	③非常勤者の実数	0
(2)施設・事業所職員の数	62	①常勤専従者の実数	20	②常勤兼務者の実数	16.6	③非常勤者の実数	107
		常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数	73.0

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会での決議事項
--------------	---------------------------------	---------------

Table with columns for meeting dates and counts for various roles (評議員, 理事, 監事, 会計監査人) and a large text area for reports and resolutions.

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

Table detailing council meetings with columns for date, attendance, and minutes. Includes dates like 令和1年5月30日 and 令和1年6月18日.

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

Table for audit status with columns for names of auditors, audit reports, and improvement requests.

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

Table for business overview with columns for activity type, location, and financial details like construction costs and maintenance.

Blank header box for additional information.

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む)

Table with 4 columns: ①取組類型コード分類, ②取組の名称, ③取組の実施場所(区域), ④取組内容. Rows include activities like 'グッドケア', '地域における公益的な取組②', '居宅介護支援事業', etc.

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

Table for social welfare funding status with columns for category and amount. Includes items like '社会福祉充実残額等の総額' and '社会福祉充実計画における計画額'.

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

Table for transparency measures. Includes sections for '積極的な情報公表への取組' and '前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況'.

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

Table for governance and financial discipline. Includes sections for '会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況' and '法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況'.

当該利用申込者に対し、実施する障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

貴施設では、重要事項を記した文章において、従業者の員数が実態と異なっているほか、提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載がなかったため、改善すること。

イ、サービスの提供の記録について

指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

貴施設では、個人ケース記録において記録がない日が見受けられたため、改善すること。

◎平成30年12月6日実施の地域密着型サービス事業所実地指導「クッドケア」・「セルフケア」において、文章指導による通知を受けた。

・文章指導事項「クッドケア」・「セルフケア」共に運営規程について

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。

①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間

④指定地域密着型通所介護の利用定員 ⑤指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項

⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策

⑩その他運営に関する重要事項

貴事業所では、利用料に係る規定について、利用者負担割合が実態と異なっている事例が見受けられたため、改善すること。

・文章指導事項「クッドケア」運営推進会議について

指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議をおおむね6ヶ月に1回以上開催し、活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなくてはならない。

貴事業所では、運営推進会議が昨年度1度しか開催されていないため、改善すること。

②実施した改善内容

(1)障害者支援施設

ア、内容及び手続の説明及び同意について

- ・（運営規定の変更）～従業者の職種、員数及び職務内容の変更
- ・（重要事項説明書）～職員体制の変更、第三者評価の実施状況を追加

イ、サービスの提供の記録について

毎日の確認の強化並びにプリントアウトシリアル管理の時期を月初めに行い、その際に記載漏れがないか再確認を行う。

◎「クッドケア」

運営規定について改善

（利用料）第8条事業所が提供する事業の利用料の額は、地域密着型通所介護事業の場合は、厚生労働大臣が定める基準、第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の場合は、後志広域連合の構成町村が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担割合に応じた額とする。

この規定は、平成30年12月18日一部改正し、平成31年1月1日から施行する。

運営推進会議について改善

今年度の運営推進会議は平成30年9月20日に開催している。次回、平成31年2月に開催を予定し、今年度の運営推進会議を2度開催し、改善する。

◎「セルフケア」

（利用料等）第8条事業所が提供する事業の利用料の額は、地域密着型通所介護事業の場合は、厚生労働大臣が定める基準、第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の場合は、後志広域連合の構成町村が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担割合に応じた額、共生型自立訓練（機能訓練）事業及び共生型児童発達支援事業の場合は、厚生労働大臣定める基準により市町村が定める負担上限月額範囲内の利用者負担額とします。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けず、

(一)日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用

2 利用料の支払いは月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振り込みによって指定期日までに受けるものとします。

この規定は、平成30年12月18日一部改正し、平成31年1月1日から施行する。

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無